

北海道告示第 10240 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第 2 号漁業者の共済契約の締結の申込みの同意について、同法第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 6 年 2 月 16 日

北海道知事 鈴木直道

区域	区分
泊区域（古宇郡漁業協同組合の地区のうち、神恵内村を除く地域）	総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるいか釣り漁業 いか釣りを主とする小型漁船漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを主として営む漁業をいう。以下同じ。） 小型漁船漁業（3 に掲げる漁業以外の漁業をいう。） ※ 3 に掲げる漁業とは、 3 いか釣りを主とする小型漁船漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを主として営む漁業をいう。以下同じ。）をいう。 一般大型定置漁業並びに秋さけ定置漁業、 小型定置漁業及び底建網漁業を合わせ営む漁業